

官

報

號 外

明治四十二年一月二十二日 金曜日

印 刷 局

○第二十五回 衆議院議事速記録第三號

明治四十二年一月二十一日(木曜日)午後一時十五分開議

議事日程

第二號

明治四十二年一月二十一日

午後一時開議

第一 輸入原料砂糖戻税法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

内務省所管事務政府委員被仰付

申立アリタリ

國債ノ利子所得稅免除ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

一鳩澤總明君外四名ヨリ田坂初太郎君、高野孟矩君ニ係ル議員資格ニ付異議ノ

第五 登錄國債ノ擔保充用ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

一大熊三之助君ヨリ裁判上軍人ニ授クヘキ權利ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

第六 政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債

第一讀會

ノ買入銷却ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

臺灣銀行ニ於テ發行シタル一圓銀貨ヲ以テ引換フ

第一讀會

第九 ヘキ銀行券ノ引換期限ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第十 北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

○議長(長谷川純孝君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

明治四十二年一月十八日

提出者 塚山 和夫 渡邊 劍十郎

森久保 作藏

岡崎 邦輔

漆 昌 岩

村野 常石 鶴門

贊成者 板倉 中

外三十八名

日本大博覽會ニ關スル質問主意書

理由如何

第一 明治四十五年ニ開催セラルヘキ日本大博覽會ヲ明治五十年ニ延期シタル

關及開設準備ノ責任者トモ謂フヘキ開催地ノ當局者等ニ對シ一應ノ諮詢ヲモ爲

サヌシテ急遽之ヲ決行シタル理由如何

第二 明治五十年ニ開催セントル博覽會ノ性質及其準備ノ方法如何

第三 裁判上軍人ニ授クヘキ權利ニ關スル質問主意書

第四 賽定ノ敷地ヲ變更スルヤ如何

右成規ニ據リ提出候也

明治四十二年一月二十一日

提出者 花井 卓藏

贊成者 鵜澤 總明

外百一名

裁判上軍人ニ授クヘキ權利ニ關スル質問主意書

理由如何

第一 政府ハ第二十四回帝國議會ニ於テ陸軍刑法案海軍刑法案並ニ其施行法律ヲ本

院ノ議ニ付スルニ當リ本員ノ質問ニ對シ軍法會議ノ審判ニハ辯護人ヲ付スヘク又其

判決ニハ上訴ノ道ヲ開クヘキ旨ヲ言明シ裁判上當然軍人ニ授クヘキ辯護權及ヒ上

訴權ニ關スル法規ノ必要ヲ認メタリ本員ハ政府力能ク言ヲ重シ信ヲ保チ法ヲ立テ案

ヲ具シ軍人ノ權利ヲ鞏固ニシ軍事法律ノ面目ヲ發揮スヘキヲ信セントス敢テ問フ案

案提出ノ時期如何

臺灣總督府殖產局長 宮尾舜治

内務省宗教局長 斯波淳六郎

内務書記官 土岐嘉平

報

號 外

明治四十二年一月二十二日 金曜日

印 刷 局

裁判上軍人ニ授クヘキ權利ニ關スル質問主意書

理由如何

第一 政府ハ第二十四回帝國議會ニ於テ陸軍刑法案海軍刑法案並ニ其施行法律ヲ本

院ノ議ニ付スルニ當リ本員ノ質問ニ對シ軍法會議ノ審判ニハ辯護人ヲ付スヘク又其

判決ニハ上訴ノ道ヲ開クヘキ旨ヲ言明シ裁判上當然軍人ニ授クヘキ辯護權及ヒ上

訴權ニ關スル法規ノ必要ヲ認メタリ本員ハ政府力能ク言ヲ重シ信ヲ保チ法ヲ立テ案

ヲ具シ軍人ノ權利ヲ鞏固ニシ軍事法律ノ面目ヲ發揮スヘキヲ信セントス敢テ問フ案

案提出ノ時期如何

参考

一 軍刑法改正ノ機会ニ於テ裁判上軍人ニ授クヘキ權利ヲ鞏固ニシ之ヲ保障ス
ルハ法ノ進歩ト共ニ軍人ヲ厚遇スル所以ノ要道タリ

二 裁判上軍人ニ授クヘキ權利ハ之ヲ普通人ニ比シテ輕重アルヘカラス現行法ハ
爰點ニ於テ法ノ要求ヲ充タサス

三 軍事法廷ニ辯護人ヲ許シ又其判決ニ上訴權ヲ與フルハ各國ノ法制皆然リ
寺内陸軍大臣齋藤海軍大臣ハ委員會及ヒ本會ニ於テ再三再四本員ト應
酬シ速ニ其法規ヲ編ムヘキコトヲ約シタリ然シテ當時ノ速記録ハ之ヲ證明シ
テ餘アリ

五 坊間傳フル所ニヨレハ政府ハ口ヲ普通刑事訴訟法ノ改正ニ藉リ其稿ノ脫ス
ルヲ俟テ徐ロニ案ヲ立テントスルモノノ如シ然レトモ本員ハ政府ヲ信スルノ厚
キ如此辭柄ノ下ニ軍人ニ授クヘキ貴重ナル權利ヲ閑却セサルヘキヲ信ス

右及質問候也

司法官増俸ノ方針竝ニ民刑局長訓示演説ニ對スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

明治四十二年一月二十一日

提出者 大熊 三之助

賛成者 石田 仁太郎

外六十三名

司法官増俸ノ方針如何

一 明治四十二年度豫算ニ計上スル増俸額ヲ以テ斯界ニ適材ヲ得ヘキ考ナリヤ
司法大臣各地巡視ノ際隨行ノ民刑局長カ爲シタル訓示演説ハ司法省ノ方針
ナクヤ又同演説ハ刑法改正ノ理由ヲ曲解シ刑事政策ヲ誤マルモノニ非ラサルナ
キ乎

以上第一第二ハ司法官増俸案ノ實否ヲ決スル上ニ於テ必耍ニシテ第三ハ爾
來各地裁判所ニ於ケル刑ノ量刑ニ失シ刑ノ執行猶豫刑ノ起訴猶豫ノ方
針ヲ誤マルモノト信スルヲ以テ茲ニ質問ヲ爲ス所以ナリ

右及質問候也

一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

豫算委員長 栗原 亮一君 理事 森本 駿君

理事 同 永江 純一君 同 上埜 安太郎君

同 同 森田 勇次郎君 同 大野 龜三郎君

同 加瀬 祐逸君 同 飯田 精一君

同 江間 俊一君 理事 齋藤 二郎君

理事 大熊 二之助君 同

決算委員長 小川 平吉君 同

請願委員長 立川 雲平君 理事 飯田 精一君

同 井上 敏夫君 同

理事 理事 齋藤 二郎君

同 田坂初太郎君 同

同 辞職願 田坂初太郎君 同

同 一議員田坂初太郎君ヨリ左ノ辭表ヲ提出セラレタリ

拙者義衆議院議員辭職致度候ニ付御許可相成度此段相願候也

明治四十二年一月二十一日

衆議院議長谷場純孝殿

衆議院議員 田坂初太郎

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 是ヨリ會議ヲ閉キマス、御諾リ致スコトガゴザイマス、伊太利國ノ大地震ノ報ニ接シマシタカラ、休會中デハアリマスガ、議長ハ慰問ヲ致スノフ當然ト心得テ、議院ヲ代表シテ其手續ヲ致シマシタ、其電報ノ要領ハ「日本帝國衆議院ハ貴帝國「シ・リー」及「カラブリア」ニ於ケル悲慘ナル震災ノ報ニ接シ痛歎ノ至ニ堪ヘズ茲ニ本院ヲ代表シテ同情ノ誠ヲ致ス衆議院議長長谷場純孝」是ニ付テ追認ヲ求メマス

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○守屋此助君 議長々々

○議長(長谷場純孝君) 守屋君ハ此事ニ付テノ發言デスカ

○守屋此助君 唯今議長ヨリ承認ヲ求メラレタニ付テ承認ヲスルヤ否ヤ之ヲ判断スル

タメニ議長ニ問フノアリマス

○議長(長谷場純孝君) 宜シウゴザイマス

○守屋此助君 議長ガ伊國震災ニ付テ議長ノ名ヲ以テ電信ヲ出サレタト云フコト

フ新聞紙デ拜見致シマシテ、責任アル御報告ハ唯今承リマシテゴザイマスガ、ソレニ付テ

議長ニ伺フト云フ事柄ハ、議長ハ如何ナル法律如何ナル規則ニ依リテ、如何ナル精神ヲ

以テ、如何ナル手續ヲ了サレタノアルカ「無用々々」ト呼フ者アリ)私ノ聞クトコロニ依レバ……

○議長(長谷場純孝君) 静ニ……

○守屋此助君 議院ノ面目ニ關ハル問題デアルト私ハ考ヘマス、如何ナル法律規則ニ依リテ出サレタノアルカ、前ニハ無條約ナル國ニ向テ一ノ電信ヲ出サレタ、是モ私が其時カラ心ニ快シトシナカタノアル、此度ノ事ニ付テモ伊國ノ震災ノ慘状テアルト云フ

事柄ニ付テハ、私ハ同情ヲ持ツト云フコトハ議長ニ一步モ讓ラヌノアリマス、併ナガラ

帝國議會ハ自ラ帝國議會ノ面目ガアル、唯氣ノ毒デアルトカ云フコトカラ、議長ガ斯様ナモノヲ各國、然モ無條約ノ國ナドニアクテモ議長ガ斯様ナ事ヲ今後モ

尙爲サル、ト云フ御考アルカ、サウシテ見レバ例ヘバ支那ノ兩宮崩御ノ如キニ至リテモ、支那ノ如キハ立派ナ一ノ條約國アルガ、是等ニ向テモ今後ア、云フ例ガアルカ

ヲ、弔電トカ何トカ云フヤウナ名ニ於テ議長ハ爲サル、ト云フ御考アルカト云フコトヲ

聽キタノアリマス、ソレ故ニ之ヲ約言シテ言ヘバ、今日マデ爲サレタノハ如何ナル法律規則ニ依リテ、議長ガ立法府ト云フモノガ斯様ナ事ヲ爲シ得ルモノアルト云フ御考アルカ

リマスカ、其御考ノ定マトコロノ原因ガ聽キタ、第二ニハ將來尙外國殊ニ無條約國ト雖モ世界萬國ニ凡ソアリトアラユル凶事吉事ノアタトキニハ、此帝國議會ハ是マテ

左様ナ例ヲ開イタ例ハ私ハ多ク存セヌガ、今ノ議長ニナクテカラハ今後益々左様ナコトヲ爲サル思召アルカト云フコトヲ第一ノ問ニ致シマス

○議長(長谷場純孝君) 御答ヲ致シマス、法律規則ニ慶弔ノ事ヲ掲ゲタモノハゴザイマセヌ、人道ノ上ニ於テ相當ノ事ト議長が認メマシタカラ、尙念ノタメ伊太利ニ對シテハ各派ノ重ナル諸君ヲ御協議ヲ願シテ、サウシテ御一同が異議ナク御同意ノ上ニ手續ヲ計ヒマシタ、將來ニ於テ必ス議院が開ケテ居リマストキハ、各議員ニ御諾致シテ、サウシテ諸君ノ御決定ニ依リテ行フ積リアリマス

○守屋此助君 議會ノ閉會中ハヤハリ議長が專斷デヤルト云フノアリマスカ
ウト思ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 別ニ御異議ガゴザイマセヌラバ、追認ヲ得タモノト決シマス、モウ一ツ御詔ヲ致シマス、懲罰委員松田源治君が病氣ノタメ辭表ヲ出サレマシタ、許可シテ宜シウゴザイマセウカ、御詔致シマス

(「異議ナシ異議ナシ」聲起ル)

○議長(長谷場純孝君) 御異議が無イト認メマスカラ、松田源治君ノ懲罰委員ハ辭任ヲ許可致シマス而シテ同君ハ第三部ノ選出デゴザイマスカラ、同部ノ諸君ハ速ニ補缺ノ選舉ヲ行ハレテ、議長ニ御届アランコトヲ希望致シマス、ソレカラモウ一ツハ豫算委員古森泰君、村松鶴一郎君病氣ノタメニ辭任ヲ申出デラレマシタ、許可シテ宜シウゴザイマスカ

(「異議ナシ異議ナシ」聲起ル)

○議長(長谷場純孝君) 満場異議ナイト認メマスカラ許可致シマス、而シテ古森君ハ第九部、村松君ハ第八部ノ選出デゴザイマスカラ、其部ノ諸君ハ速ニ補缺選舉ヲ行ハテ議長ノ手許マデ、御届アランコトヲ希望致シマス——總理大臣桂侯爵

(内閣總理大臣桂侯爵登壇)

○内閣總理大臣(桂侯爵太郎君) 諸君、本大臣ハ曩ニ再ヒ重任ヲ辱ウスルコト、ナリマシテ、今日當議場ニ於キマシテ諸君ト相見エ、政府所見ノ概要ヲ陳述スルノ機會ヲ得マスルノハ、誠ニ光榮ト致ストコロデゴザイマス、諸君、我邦憲法實施以來其運用常ニ宜キヲ得マシテ、特ニ國家ノ大事アルニ當リマシテモ 天皇陛下ノ御盛德ニ因ルコトハ勿論デゴザイマスナレドモ、政府議會ハ恆ニ共同シテ國務ノ進捗ニ膺り、國民モ亦能ク一致イタシマシテ、維新ノ皇謨ヲ恢弘スルコトニ努メマシタルハ、實ニ國家ノ幸慶ト申サネバナラヌコト、存シマス、サテ今日ノ時機ハ大戰役ヲ去ルコト未ダ甚ダ遠シトハ申セヌ、從フテ戰役各般ノ施設モ未ダ完成ヲ告ケタリハ申スコトが出來ヌト存ジマス、昨秋 聖詔ヲ發セラレマシテ、今日ノ時機ハ實ニ外各國トノ交誼ヲ厚ウシ、内國運ノ發展ヲ要シ、國民ノ努力自強ヲ要スル旨ヲ宣明セラレマシタルハ、誠ニ忠懲感激ニ堪ヘヌ次第デゴザイマス、本大臣ハ此時機ニ於キマシテ此重任ヲ辱ウスルコト、ナリマシタルガ、不肖ナガラ諸君ノ御協贊ニ依リマシテ、躍勉勵精其責務ヲ全ウセントコトヲ期シマスル次第デゴザイマス、今ヤ締盟列國トノ交際ハ益々親密ヲ重ネ、特ニ英國トノ同盟ハ愈々其確實ヲ加ヘマシタ、又佛露トノ協約ニ加フルニ過般米國政府トノ間ニ公文ノ交換ヲ了スルニ至リテ、兩國政府が執リ來リマシタルトコロノ態度茲ニ明瞭トナリ、誤解ノ原因ハ一切其跡ヲ絶ツコト、相成リマシテ、從フテ東洋ノ平和ハ益々茲ニ鞏固ヲ加フルニ至リマシタルコトト信シマス、諸君、本大臣ハ就任以來内政ノ改善ニ關スル方策ヲ怠ラズシテ、中央地方共ニ其實績ヲ收ムルコトニ注意致シマシテ居リマス、又財政ニ關シマシテハ歲入歲出ノ適當ニ充實發達ヲ期スルコトヲ急ラス考デゴザイマス、此方針ニ依リマシテ編成致シマシタ來年度豫算案ハ、已ニ本日議會へ提出致シマシテ、幸ニ議會ノ協贊ヲ得マシテ財政ノ基礎爲ニ鞏固ヲ加ヘ、民間ノ經濟亦其調和ヲ得、國運發展ノ實效ヲ收メマスルコト計リマシテ之ヲ遂行スルノ計畫ヲ定メマシテ、國防、教育、交通、產業等孰レモ漸次

四十二年度ニ於テ支出ヲ要スルモノニシテ、前年度剩餘金ヲ以テ之ヲ支辨スル計畫ナリ、明治四十一年度ノ經常歲入四億七千六十餘万圓ヲ以テ之ヲ前年度豫算ニ比較スルノハ、三千百九十一餘万圓ヲ增加ス、此增加ヲ來ス所以ハ主トシテ一般經濟ノ發展ニ伴ヒ、租稅印紙收入、郵便電信收入及專賣益金ノ増加スルニ依ル、又臨時歲入四千五百五十餘万圓ヲ以テ之ヲ前年度豫算ニ比較スレバ、九千八百五十餘万圓ヲ減少ス、此減少ヲ來ス所以ハ主トシテ前年度豫算ニ於テハ、電話及製鐵事業費ノ財源ハ公債ヲ以テ之ニ充ツルノ計畫ニシテ、公債募集金ヲ計上シタルニ明治四十一年度ニ於テハ之ヲ一般歲入ノ支辨ニ移シタルガタメ、公債募集金ヲ豫算ニ計上セザルト前年度剩餘金繰入ノ減少セシ等ニ依レリ、明治四十一年度ノ經常歲出四億九十餘万圓ヲ以テ之ヲ前年度豫算ニ比較スレバ五百八十餘万圓ヲ增加ス、此增加ヲ來ス所以ハ主トシテ一面ニ於テ既定經費ノ節約減少等アルモ、一面ニ於テ國債整理基金繰入ノ増加、並ニ既定ノ經畫ニ基ク經費ノ増加等ニ依リ差引此增加ヲ見ル、又臨時歲出一千五百二十萬圓ヲ以テ之ヲ前年度豫算ニ比較スレバ四千四百二十餘万圓ヲ減少ス、臨時歲出ニアシテハ一面ニ於テ新開路及敦築港費、監獄建築費等ヲ要シ、且シ韓國派遣部隊費、月割差額、並ニ航路擴張費、航海獎勵費、電話交換擴張費等ノ增加ヲ以テ之ヲ前年度豫算ニ基定ノ經費ノ節約減少等アルモ、一面ニ於テ國債整理基金繰入ノ增加ヲ以テ之ヲ前年度豫算ニ基定ノ經費ノ節約減少等アルモ、一面ニ於テ既定ノ計畫ニ關シテ其會計ヲ一般會計ヨリ獨立セシムルノ經畫ヲ立テタルヲ以テ、右明治四十二年度ノ他年割額ノ減少スル等トニ依リ、差引此減少ヲ見ル明治四十一年度ニ於テハ鐵道ニ付キ、鐵道ニ關スルモノナリ、本大臣ハ更ニ進シテ明治四十一年度ノ豫算ニ關スル財政計畫ノ綱領ニ付キ、一言セント欲ス、抑、此戰後ニ於ケル財政ノ講理ハ頗ル至難ノコトニ屬シ、此方針ハ既ニ從前ノ當局者ニ於カレマシテモ其必要ヲ認メ、將ニ其實行ニ著手セントシタルトコロデゴザイマシテ、今ヤ其ノ計畫ヲ確立スルヲ得ルニ至リマシテノハ本大臣ノ深ク喜ブトコロデゴザイマス、此歲計ヲ定ムルニ付キマシテハ、努メテ經費ノ緊縮ヲ

圖リ、急切已ムヲ得ザルモノ、外、新規要求ハコトヲ見合セマシタ、既定ノ計畫ニ屬行ノ程度ヲ財政經濟ノ現況ト調和スルタメ、出來得ルダケニ其年限ヲ延長致シマシテ、年割額ヲ減少致シマシタ、從來ノ計畫ニ依リマスレバ、鐵道電話及製鐵事業費ハ之ヲ公債ノ支辨ニ屬セシメテ置キマシタ、又臨時軍事費特別會計ヨリ繰越シマシタル經費ニ付キマシテモ、公債ノ財源ニ依リ之ヲ支辨スル計畫デゴザイマシタが、元來公債ハ市場ノ現狀ニ依リ其募集ノ困難ナル場合ガアルノミナラズ、公債額ノ増加ハ公債ノ信用ヲ薄クシマスル故ニ、ソレガタメニ其價額ノ回復ヲ圖ルニ當リマシテ、先以テ公債ノ增加ヲ避ケルヲ以テ急務ト認メマシテ、從前ノ未募集公債ヲ全部打切ト致シマシテ、其價額ノ回復ヲ發行ヲ見合セタルノミナラズ、將來ニ於テモ從來公債支辨ニ屬セシメシタルトコロノ事業中、鐵道ニ付キマシテハ別途ノ計畫ヲ立テマシテ、其他ハ之ヲ一般ノ歲入ノ支辨ニ移シマシタ、其結果新規公債ノ發行ハ特別ノ性質ヲ有シマスルトコロノ臺灣事業公債ノ外ハ當分之ヲ見合スコト、致シマシタ、公債ニ對スル信用ヲ厚クシテ其價格ノ回復ヲ圖ランガタメ、公債償還額ヲ増加致シマシテ、毎年度少クモ五千万圓ヲ償還スルノ計畫ヲ立テマシタ、明治四十一年度ニ於ケル國債整理基金繰入額ハ一般會計ヨリ繰入ル、モノ一億五千三百十餘万圓デ、帝國鐵道特別會計ヨリ繰入ル、モノ一千九百九十餘万圓、合計一億八千二百餘万圓デゴザイマシテ、内元金ノ償還ニ充テマスル金額ハ五千八十万圓ヲ減少シテ、而シテ次年度以後ニ於キマシテハ遞次前年度ノ元金償還ニ依リマシテ、利子仕拂ノ減少ベキ金額ヲ更ニ償還資金三充テ、以テ償還額ヲ遞増スル考デゴザイマス、帝國鐵道ノ經營ヲ獨立自營ノモトスルノ方針ニ依リマシテ、是ニ適合スルトコロノ特別會計ヲ設置致シマシテ、一般會計トノ關係ヲ避ケシムルノ計畫ヲ立テマシタ、而シテ明治四十二年ニ於キマシテハ其建設及改良ニ要スル資金ハ鐵道益金ヲ以テ是ニ充ツルノ外、預金部及貨幣整理資金ヨリ之ヲ借入テ支辨セシムコト、致シマシタ、尙明治四十三年以後ニ於キマシテモ當分同一ノ方法ニ依リテ之ヲ支辨セシムルノ見込デゴザイマス、明治四十一年ニ於ケル我國ノ經濟界ハ一時甚シキ不振ヲ來シ、輸出入總額ハ八億千四百餘万圓ニ止リマシタ、之ヲ前年ニ比シマスルトコロノ見込スモノト見ルコトヲ得ルノデゴザイマス、又サウ致シマシテ輸出入ヲ比較スル事項モ亦多岐ニ涉リ、複雜ヲ極ムルが故ニ之が計畫ヲ立ツルニ當リテハ努メテ慎重ナル調査ヲ重ねナケレバナラヌコト考ヘマス、而シテ其實行ニ關シテモ亦緩急其宜シキ變更制セナケレバナラヌコト、存ジマス、明治四十一年度ノ豫算ニ關スル財政ノ整理ハ其最モ急務ナリト認メマスルモノニ付キ之が計畫ヲ立テマノデアリマス、木大臣ハ尙十分

ノ調査ヲ遂グ、其整理ヲ要スト認ムルトコロノモノガアレバ、緩急ヲ量リマシテ之が計畫ヲ立テ、實行ヲ期セント欲シテ居ル次第アゴザリマス、幸ニ諸君ノ之ヲ諒セラレンコトヲ希望致シマス、本大臣ハ諸君が慎重審議速ニ協賛セラレンコトヲ希望シテ已マヌノデゴザス

(此時發言ヲ求メタル者多シ)

○議長(長谷場純孝君) 發言ヲ許シマス

○石橋爲之助君 說明ヲ請ヒタイノアリマス
○石橋爲之助君 唯今ノ大藏大臣トシテノ桂侯爵閣下ノ御演説、否ナ、御朗讀ニ付キマシテ聊私ガ此豫算案ニ對スル贊否ヲ決シマス、其態度ヲ定ムルノ参考トシテ御説明ヲ願ヒタイトコロノモノガアリマス、第一ニ御説明ヲ請ヒタイト思ヒマスコトハ、本年度ノ豫算ニ於テ——來年度ノ豫算ニ於テ國債償還額ヲ從來ニ二千万圓デアリマシタコロノモノヲ、更ニ五千万圓以上ト云フコトニ上グラレタノアリマスサスレバ茲ニ二千万圓ト云フモノハ未定ノ財源が出來テ居ルト云フコトニアラウト私ハ信シマス、サウシマスルト此二千万圓ヲ何ニ用ニベキカト云フコトニ付テ、十分慎重ニ比較考慮セラレタコト、信ジマス、今日我國民ノ輿論ト致シマシテ、惡稅ノ改廢ト云ウコトヲ叫ンデ居リマス、一方ニハ又株屋銀行家等一部ノ者ガ公債償還額ノ増加ヲ希望シテ居リマス、サスレバ差當リ此二ツノモノニ對シテ必ヤ周密ナル比較考慮ヲ遂ケラレタコト、信ジマスルガ、何故ニ國民ノ輿論デアルトコロノ惡稅改廢ニ此二千万圓ノ財源ヲ用井ズシテ、却テ少數者ノ希望アルトコロノ國債償還額ノ増加ヲ希望シテ居リマスカ、其理由ノ御説明ヲ願ヒタイノアリマス、若又御説明ノ次第ニ依リマシテ是ハ茲ニ二千万圓ノ財源ガアタ後ニ、其使用ノ途ヲ定メタノデナクシテ、國債償還額ヲ増加センガタメニ努メテ二千万圓ノ財源ヲ造出シタト云フコトデアリマシタラバ、更ニ尙御説明ヲ願ヒタイノアリマス、何故ニ國民全體ノ休戚ニ關スルトコロノ問題ニ對シテ、銀行家少數ノ者ノ利益ニ關スルトコロノ問題ニ對シテ取ラレル御同情、若クハ御配慮ノ熱心ヲ何故ニ有タレマセヌノアリマセウカ、其點ヲ御説明ヲ願ヒタイ、ソレカラ第二ノ點ハ當分公債ヲ募ルコトヲ見合セルト云フノ御演説ニアリマシタ、否ナ、御朗讀テアリマシタ、當分ト仰セラレマシタ二字ハ私ノ耳ニハ最モ強ク響クノアリマス、是ハ最モ注意スベキ點ト考ヘテ居リマス、故ニ此當分ト云フ文字ノ字義ヲ御説明ヲ願ヒタイノアリマス、或ハ四十二年度限リト云フ意味ニアリマセウカ、或ハ四十三年度ニモ及ブコトアリマセウカ、其邊ノ御説明ヲ願ヒタイ、尙ソニ附加ヘテ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマスノハ、昨明治四十一年四月一日ニ井上侯爵邸ニ於キマシテ、阪谷大藏大臣ガ洋行セラレマシタ前デアリマシタノテ、當時ノ總理大臣、内務大臣、大藏大臣、外務大臣、遞信大臣、阪谷男爵、水町次官、松尾總裁、高橋副總裁、添田總裁、橋本主計局長、勝田局長、塚田整理局長、是等十三人ノ方が御集會ニナリマシテ、財政ノ問題ヲ御研究ニナリマシタサウデアリマスガ、其席上ニ於テ水町次官ガ井上侯爵ノ問ニ對シテ答ヘラレマシタ言ニ依リマスルト、當時正貨トシ存在シテ居ルトコロノ金額ハ四億八百万圓ト云フコトデマリマシタ、其當時日本銀行ノ正貨準備高ヲ調べテ見マスルト、一億四千九百七十万四千七百五十四圓アリマス、是ヲ差引致シマスルト約一億五千八百万圓ト云フモノガ四十一年四月一日ヨリ在外正貨アルト云フコトヲ斷定スルコトガ出來マス、所が水町次官ノ言ニ依リマスルト毎年政府が海外ニ於テ仕拂ヒマストコロノ金高ハ約

一億二千万圓アリマシテ、内譯ラスレバ、約七千万圓ガ公債ノ利子、五千万圓ガ其
他ノ經費ト云フコトアリマスカラ、ソレヲ四十一年四月以後ニ用ヒマシタモノヲ、今ノ殘
高カラ差引ヲ致シマス、ソコヘ尙此四十一年度ノ貿易ハ輸入超過テアリマシテ、ソレガタ
メニ正貨ハドノ位流失スル勘定アルカト云ヘバ、六千万圓ノ増加ト云フコトニアリマス、
尙其他ニ正貨ノ出入ヲ計ルイロノ原因モアリマセウカナレドモ、ソレ等ハ明細ナル統
計ガアリマセヌ故ニ勘定ノ材料トスルコトハ出來マセヌガ、唯今述ベマシタコロニ依テ判
斷ラシマスルト、現ニ今日倫敦ニ存在シテ居ルトコロノモノハ、私ノ勘定ニ依リマスルト七

千八百万圓位ナモノニアラウト考ヘマス、サウ致シマスルト此四十二年ニ於テヤハリ一億
二千万圓ノ在外ニ仕拂金ガ要ルト云フコトニアリマスルナラバ、到底此七千八百万圓
ヲ以テ拂切レルモノニアリマセヌ、大ナル此所ニ不足ヲ生ズルノデアリマス、サウ致シマスル
ト、ダサシテモ此四十一年度ニ於テ政府ハ外債ヲ募ラズシテハ、日本政府ノ信用ヲ海外
ニ於テ保ツト云フコトハムカシカラウト考ヘルノデアリマス、サウ致シマスルト當分公債ヲ募
ルコトヲ見合スト仰セラレマシタ其言ト齟齬スルコトニハ相成リマスマイカ、即チ此四十二
年度ニ於テ公債ハ募ラスト仰セラレマス其當分ト云フ文字ハ四十一年度ノ尙ミ一小部
分ニ屬スルノデアリマスカ、其邊ノ御説明ヲ願ヒタノデアリマス、ソレカラ第三ノ點ハ税制
整理ニ付テ一言モ御説明ガアリマセウヤウデアリマスガ、是ハ第一二議會ニ於テ政府
ガ國民ニ公約致シタコロノモノニアリマス、故ニ今年ノ議會ニ於キマシテ政府ハ此税制
整理案ヲ提出セラル、御考テアリマスカ、其御説明ヲ願ヒタノデアリマス、若シ提出セ
ラレスト云フコトデアリマスナラバ、何故ニ國民ニ對スルトコロノ公約ヲ重ンゼラレマセヌ
カ、其理由ヲ御説明ヲ願ヒタノデアリマス以上ニ點ヲ……

(政府委員若槻禮次郎君登壇)

(石橋爲之助君「大藏大臣ノ御説明ヲ願ヒマス」ト呼フ)

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今ノ御質問ニ御答致シマス、公債ハ御承知ノ如ク
戰爭前ニ於テハ約五億圓バカリデアリマシタ、ソレガ戰爭後ノ今日ニ於キマシテハ約二十
二億圓位アリマス(石橋爲之助君「次官ニ御説明ヲ請フタノデアリマセヌ」
ト呼フ)ソレガタメニ公債ノ價ハ御承知ニナシテ居リマスル如ク、内國ニ於テモ八十圓臺
ノヤウナ債ニナシテ居リマスルシ、又外國ニ於テハ發行價格九十磅(石橋爲之助君「大
藏大臣ノ説明ヲ願ヒマス」ト呼フ)四分利ノ八十磅位ニナリマシタ……

○議長(長谷場純孝君) 今大藏次官ニ説明ヲ許シテアリマスカラ

○政府委員(若槻禮次郎君) 四分利半カ九十五圓ト云フヤウニ少シ價格が落チテ
居リマス——私ノ御答フ致シマス、然ル又御尋ネニナシテ宜カラウト思ヒマス、左様ニナ
テ居リマスルカラ此公債ノ價格ヲ回復致シマシテ、財政上ノ信用ヲ増シ、又一般公債ヲ
所有シテ居ル人ノ利益ヲ増加スルト云フコトハ之ニ最モ必要ナコトアリマス、決シテ一
部ノ銀行家等ノ利益ノヨリ圓ノ問題デゴザイマセヌ、ソレテ此事ヲ實行シマスルニハ、トウ
シテモ公債償還ノ計算ヲ確實ニ致シマシテ、其債償還價格ヲ増スルト云フコトアリマセヌケレ
バナラヌト云フノデ、是が第一ノ急務ナリトシテ此來年度ノ國債整理基金ニ於テ五千万
圓ノ償還ノ出來マスルヤウナ計算ヲ立テタノデアリマス、從前約三千七百万圓位ノ高
アリマシタモノガ、更ニ是ダケ返セルヤウニナリマシタ、其一ツハ國庫債券ノ償還ヲ致シ
マシタメニ、利息)不用ニナシモノヲ元金ノ償還ニ充テル方へ持ツテ行クコトが出來マ
シタノト、其外ニ約八百万圓バカリノモノハ新ニ一般歲入ノ方カラ公債償還ノ方へ持ツ
テ行クヤウニシタ譯アリマス、第一ノ御質問ノ當分ト云フコトハドウアルカト云フコト
ハ、當分ト云フノハ、公債ト云フモノハ何時モ募レルモノナイ、募時機ノアルモノニア
マシタメニ、利息)不用ニナシモノヲ元金ノ償還ニ充テル方へ持ツテ行クコトが出來マ

ル、又一國が存立シテ居ル以上ハ永久公債ヲ募ラスト云フコトハナインデアリマスカラ、
公債ヲ募ラステ宜トイキガアルズ、公債ヲ募ル必要ガアルトキニハ募ラナケレバナリマセヌ、又
サウ云フ好イ時機ノアラヌ限リハ當分募ラス、斯ウ云フコトニアリマス、ソレカラ此本案ニ
出テ居リマスル問題以外ノコトニ付テ御質問ガアリマシタガ、是ハ御答辯申上ゲルコトハ
出來マセヌ、但シ正貨ノ高ヲ非常ニ少ナク御覽ニナシテ居リマスコトハ事實デゴザイマセヌ
ス、正貨ガ少ナシタメニ外債ヲ起ス必要ガアラウト云フノハ全く事實デゴザイマセヌ

○根本正君(議長)

(政府委員大藏次官ノ答辯)

○議長(長谷場純孝君) 根本君ハヤハリ説明ヲ求メラレマスカ
○根本正君 私ハ總豫算大體三就テ説明ヲ請フノデアリマス——總理大臣トシテモ大
藏大臣トシテモ教育基金一千万圓ノコトニ付キマシテ、何モ御述ベニナリマセヌデアリマ
シカ、此教育基金ノ一千万圓ト云フコトハ貴衆兩院ノ建議ニ依リマシテ、即チ此二十
七八年ノ役ノ中僅ノ間綜合セタモノニアリマス、是ハ速ニ填補スルト云フコトガ、豫テ前
前ノ豫算會ニ於テモ政府が略其事ニ一致サレテ居ツクノデアリマス、然ルニ此度ノ豫算
モノヲ全廢サレ、又小學校國庫補助法案ト云フモノガ、通過シテ即チ一般教育ノタメニ
國庫カラ支出スルト云フコトノ法律案が出來タノデアリマス、其結果百万圓ヲ、出スコ
トニナシタ、ソレハ小學校ノ教員或ハ其他ニ利用スルニナクシテ、別ノ方ノ教育獎勵ノ
タメニ使フヤウナコトガアシテハ、此普通教育ノ發展が甚ダ遲タシテ宜クナイカラシテ、此
基金ヲ出サナケレバナラスト云フコトニ依シテ、即チ人民ノ希望ニ出テタノデアル、故ニ一
千万圓ノ利子五十萬圓アラス各府縣ニ割振リニナルモノニアリマス、故ニ年々此基金ニ
依テ各府縣平均五萬圓アラス五萬圓アラシタ、其モノガ小學校ノ建築
或ハ其他ノモノニ利用シテ、大ニ此小學校國民教育ト云フモノガ、發展スルトコロノ一ツ
ノ基本デアシタ故ニ若シ之ガ十年モ續キマシタナラバ、一縣即チ五十萬圓アラスニナル、其
五十萬圓ガ段々利子が付イテ大ニ殖ヘテ、サウシテ國民教育ト云フモノガ盛シニナシテ
明治二十七八年ノ役ノミナラズ、二十七八年役ニ依リ、今日我日本帝國ヲシテ各列
強ノ位地ニ入ラシメ、益、國威ヲ萬國ニ輝カストコロノ一ツノ基本デアリマス、然ルニ之
ヲ未ダ填補サレナイト云フコトハ、子供カラ借リタ金ナラバ返サナイ、夫カラ借リタ金ナラ
バ返スト云フヤウナ譯デアシテ、其小學校ニ助クルタメ、國民教育ヲ助ケルタメニハ借リタ
モノヲ返サナイ、外カラ借リタモノハ返スト云フヤウナコトハ實ニ文明國ニ於テ甚ダ宜シク
ナシ方針ト思ヒマス、是ハ啻ニ文部大臣ノ責任ノミナラズ、又地方ノ租稅ニ最モ憂慮セ
ラル、トコロノ内務大臣ニ於カレマシテモ、地方稅ノ斯ク今日多クナルト云フコトハ教育
費ノ多イ譯アル、ソレニハ即チ一千萬圓ヲ填補シテ、即チ其利子五十萬圓ヲ各府
縣ニ配ルノミナラズ、尙一層國民教育ノタメニ更ニ國庫ヨリ支出セスケレバナラスト云フ
コトハ前々ノ建議ニアルノデアリマスガ、ソレニ付テ文部大臣ヲ始メ内務大臣大藏大臣ニ
於テモ大ニ疎カニナシテ居リハセスカト思ヒマス、此填補ハ今年追加豫算ニ御出シニナル
ト云フコトニアリマスカ、若シ出來マセヌラバ來年出來マスカ、其邊ノ御見込ノ御答辯
ヲ願ヒマス

(政府委員大藏次官ノ答辯)

○政府委員(若槻禮次郎君) 稅法整理ノ御尋ニ御答スルノ失念致シマシタカラ、
茲デ補足致シマス、稅法ノコトハ政府モ全然整理ヲ要セナシトハ認メテ居リマセヌ、現ニ
前年整理案ヲ議會ニ提出シタ位デアリマスガ、併シ當時ノ整理案ハ現在ノ歲入ヲ減ゼ

ナイ程度ニ於テ負擔ヲ公平ニスルト云フコトデアリマス、是ハ議會ニ於テハ否決モナサレナカタヤウニ覺エテ居リマスガ、又御同意ヲ得ル形勢デナカタヤウニ思テ居リマス、ソレデ稅制ヲ整理致シマスナラバ、ドウシテモ若干歳入ヲ減ゼンケレバナラヌ、然ラサレバ稅制整理目的ヲ達セヌヤウデアリマスノデ、之ニハ相當ナル財源ヲ持タケレバ實行が出來マセス、然ルニ先ニ申上ゲマシタ通り、今日ノ財政ニ於テハ爲ベキコトガ澤山アリマスノデ、先ツ其中ノ急務ナモノヲ實行致シマシタノデ、此歲入ヲ減ズルトコロノ稅制整理ノトコロアリマスノデ、教育基金ハ因ヨリ宜シイモノアリマスケレドモ、是ヨリ尚一層急切ナル財政上ノ計畫ノタメニ、是迄計畫ヲ立ツルコトが出來マセヌノデ、補填ノ運ビニ、至ラヌノデアリマス。

○高木正年君

私ハ總理大臣ノ大藏大臣トシテ御演説ニ對シテ簡單ニ……（登壇々々ト呼フ者アリ）然ラバ……

○議長（長谷場純孝君）

簡單デアレバドウデスカ、議席デハ……（登壇々々ト呼フ者アリ）

〔高木正年君登壇〕

○高木正年君 私ハ極ク簡単デアリマスガ、極メテ重要ノコト、自分ハ信シマシタメニ一言質問ヲ致シ、説明ヲ乞フノアリマス、私ハ承ハラントスルノハ元來此四十二年度ノ

財政計畫ナルモノハ、要スルノ公債募集ヲシナイ、而モ五千八十万圓ノ金ヲ其償還ニ充テ、國ノ内外ニ於ケル財政ノ信用ヲ回復スルト云フノガ總理大臣ノ御趣意ト本員ハ考ヘテ居ル、即チ總理大臣トシテ、四十二年度ノ財政計畫ヲ爲スニ、此條件ヲ以テ豫算ノ上ニモ骨子トシテ勘掛ケテ居ラル、コト、私ハ信ズルノデアリマス、私ハ前内閣が施政ノ方針ヲ誤ミテ日本ノ財政ノ總テガ攪亂セラレ、昨年以來ノ財界ノ景況ニ付ギ、大藏大臣トシテ、其方針ヲ執ル、其意思ニ於テハ頗ル之ヲ諒トスルノアリマス、サリナカラ先刻大藏大臣ノ御演説ニ依リマスト、鐵道ニ於ケル資金其他電信電話等ノ總テノ資金ニ付テハ從來公債アヤツテ居タノデアルが、今年ハ此方針ニ依ラズシテ、預金局ノ金若クハ貨幣整理基金ニ依ブテ一時借入ヲナシ、之ニ依ブテ公債ヲ募集シナイト云フコトガ御演説ノ趣意デアッタ私ハ開イテ居リマス、然ルニ私共が最モ其意思ヲ諒シシタトコロノ公債ヲ募集シナイ、縱令名ハ當分ニアツテモ此公債ヲ募集シナイト云フコトガ、我國ノ財政ノ信用ヲ回復スル以上ハ、此方針デ四十二年度及ビ三年度モヤツテ欲シイノアリマス、所が如何ニセんアル、況ヤ預金局ノ金ナルノモノハ、私が現時此處ニ居ラレル大藏次官ヨリ受取シタ其材料ニ依ブテ見ルト、僅カニ五百万圓ニ満タナイ、其他ハ殘ラズ有價證券ニナシテ居ル、又整理基金ト雖モ十分ナ此間ニ聲價アルト云フコトハ自分等ハ信ズルコトハ出來ナイ、本年ハ三千万圓位ノ鐵道資金アルカラシテ、之ヲ充用スルコトが出來ルノアリマセウ、併シ此金ハ決シテ一時的ノ性質ニアラズシテ、即チ公債的ノ永久的ノ借入アリマスガ、之ガタメニ一面ニ於テハ公債ヲ募集セヌト云フ名ノ下ニ、他面ニ於テ公債的借入ヲ爲スノハヤリ財政ノ基礎ニ於テ前ニ内閣ノ主義ノ政府ハ始終變へナイモノト信ジナケレバナラス、此間ノ區別ハ私ニ一向分ラヌノアリマス、殊ニ驚クベキハ今若観次官ヨリ石橋君ノ質問ニ對シテノ答辯ニ、公債ハ募レルトキモアリ、募レナイトキモアル、當分ト

云フノハ募レナイト云フコトヲ指スノアツタナラバ、桂大藏大臣ノ所謂公債ヲ募集シナカタヤウニ覺エテ居リマスガ、又御同意ヲ得ル形勢デナカタヤウニ思テ居リマス、ソレデ（ヒヤノク）「ト呼フ者アリ」此邊ヲ十分ニ明確ニ願クハ桂總理大臣大藏大臣ハ躬自ラ豫テ我國ノ財政ノ信用ヲ回復セントスル此御勇氣ニ感シテ、私ハ此質問ヲスルノアリマスカラ、同君ノ御名譽ノタメニモ、御自身が此御答辯アラシコトヲ希望スルノアリマス。

〔政度委員若槻禮次郎君登壇〕

○政度委員（若槻禮次郎君） 高木君ノ御尋ニ御答致シマス、高木君ノ御尋ノ中ニ

ハ電話或ハ製鐵所ノ費用ヲモ（高木君）製鐵所ノコトハ言ヒマセヌ「ト呼フ」御尋ガアツタヤウニ伺ヒマシタガ、サウニケレバソレハ申サナイ、借入金デ支辨スルノアリマセヌ、一般ノ收入デ支辨スルノアリマスカラ、御尋ニナラヌ分ハ申上ゲマセヌガ、チヨット申上ゲテ置キマス、問題ハ鐵道資金ニ付テ公債ヲ募ラヌト云フ、意ハ借入金ヲスルコトハ宜クナイト云フ御尋デアリマスガ、借入金モ今度政府ノ計畫ヲシテ居リマスルモノハ民間カラ募ルノデハアリマセヌ、民間カラ借入レルノアリマセヌノデ、政府ノ特別會計ノ資金ヲ同ジ

政府ノ特別會計ナル鐵道ノ方ヘ貸スト云フノアリマス、預金部及貨幣整理資金ト云フ方ノ特別會計ノ資金ヲ鐵道ニ貸スト云フノアリマス、是ハ高木君ハ鐵道ノ如キ固定スルモノニ向シテノコトデアリマスカラ、貸シタトコロガサウ急ニ返ラヌモノアハナイカト云フ御尋デアツタ、從シテ公債ヲ募ルデヤナカト云フ御尋デアリマスガ、今日議會ニ提出ニナリマシタトコロノ鐵道特別會計法ニ於テハヤハリ財源ハ――財源ノ一部ハ――皆テアリマセヌガ、財源ノ一部ハ公債募集金ヲ以テ充テ、居ルノアリマス、是ハ鐵道ノ如キ有利ナ永久的ナ事業ニ於テ、其建設改良ノ費用ヲ公債ノ財源ニ求メルト云フコトハ、原則トシテ決シテ惡ルコトデハアルマイト思フ、唯如何ナル不利ノトキニモ、亦如何ニ公債ノ高が多イトキニモ、無理ニ公債ヲ募シテ鐵道ヲ經營スル、從シテ公債ノ直段ハ減シテ往ク、財政ノ信用が減ズルコトハ惡ル、故ニ當分公債ヲ募ラヌト云フコトデ、サウ云フ不利ノ時期デナク、民間ノ資金ニ壓迫ヲ加ヘナイ方法ニ於テ一時借入ヲシテ、鐵道ノ經營ヲ廢シナイト云フコトニシタノガ今度ノ計畫デアリマス

〔村松恆一郎君登壇〕

○村松恆一郎君 私ハ甚ダ簡単ナコトデアリマスガ、事勅語ニ關スルノアリマスカラ

此處ニ登壇致シタノアリマス、先刻總理大臣ニ御尋致シタトイ思ツタラ、アトニ大藏大臣ノ演説がアルト云フコトデ差止メラシテ登壇ガ遲クナリマシタ、極ク簡単ニ質問ヲ致シマスガ、昨年十月十三日ニ於テ戊申詔書ナルモノノ御發シナリマシタノデ、此詔勅ノ御趣意タルヤ、實ニ深遠宏大ニシテ、實ニ吾ニ臣民ハ深ク感激シ奉ルトコロデアリマス、而シテ此御趣意タルヤ如何ニモ廣遠ニシテ如何ニモ深遠アリマスガ、併ナガラ之ヲ極ク一言ニシテ言ヘバ、戰後ニ於テ天下ノ人心が淫靡ニ流レ、輕薄ニ趨リ、浮華ニ趣キ、日々ニ社會ノ風儀ト云フモノガ紊亂シタコトが最モ主ナル點アラウト思ヒマス、ソレニ付キマシテハ政府ニ於テモ此詔勅ノ御趣旨ヲ貫徹シムルタメニ或ハ内務大臣或ハ文部大臣ハソレトノ訓令ヲ下サレタノアリマスガ、私ハ此ノ如キ語勅ノ御趣旨ヲ貫徹セシムルト云フコトニ付テハ、單ニ此一片ノ訓令ヲ以テ之が行ハレルモノハナイト思フノアリマス、勿論忠實ナル國民ハ此一片ノ詔勅ヲ拜誦スレバ、常ニソレヲ拳々服膺ヲスルコトハ勿論アリマスガ、尙其御趣旨ヲ貫徹セシムルタメニ、單ニ此一片ノ訓令ヲ如何デアリマセウカ（何ノ質問アリマスカ）ト呼フ者アリ）是が質問ニナル――私ノ信ズルトコロニ據リマスレバ、是ハ即チ此實踐躬行ト云フコトデ模範ヲ天下ニ示スト云フヤニシナケレバナラス、少クトモ政府ニ立ツトコロノ國務大臣ナドハ自ラ天下ノ目標ト成ル人アリ

マスカラ、自ラ實踐躬行が必要アラウト思フ、ノミナラズ總テ社會ノ上流ニ立ツ人トハ

自ラ模範ヲ中流以下ニ示スコトデナケレバ、此御趣意ガ貫徹シナイト思フニアリマス

ガ、若モ政府ノ大臣ガ此詔勅ノ御趣意ヲ貫徹スルタメニハ、實踐躬行が必要アルト認

メタナラバ、其方法ハ果シテ如何ニシテ行ハル、カ、否ナ、堂々タル國務大臣が表面ニハ此

勅詔ノ廣行ト云フコトヲ口ニシナカラ、其裏門カラ相場師ノ手代が出入シタリ或ハ各種

ノ運動屋が出入スルコトガアシテ、是ガ果シテ詔勅ノ所謂惟レ信惟レ義ト云フコトニ當該マ

ルカ、又堂々タル政府ノ大臣ガ豫算ノ上ニ付イテ一錢一厘ノ繰延モ出來ナイト云フコト

ヲ前年ニシテ置キナガフ、僅ニ一年立タク間ニ非常ナ繰延ヲシテ、前言ヲ食ンデ

モ少シモ省ミズ恬然職ニ居ルコトガ果シテ是ガ惟レ信惟レ義ト云フコトニ當リマスカ、

或ハ又最モ宮廷ニ於ケル大官ガ國民ノ倫理觀念ニ反シタル異例ナル結婚ヲスルヤウナ事

ガ、果シテ醜厚俗ヲ成スト云フコトニ當ルデアリマセウカ（拍手起り）ヒヤ／＼ト呼フ者ア

リ）是ハ僅ニ一例アリマスケレドモ、此ノ如クニシテ實踐躬行ト云フコトロニシタトコロ

ガ天下ノ臣民ハ之ニ服スルモノハアルマイト思フ、政府ハ果シテ此ノ一片ノ訓令ヲ以テ

詔勅ノ御趣旨ガ貫徹が出來ルト言ハレルカ、或ハ是ガ實踐躬行デアルト言ハレルカ、若

シ實踐躬行が必要ト云フナラバ、如何ニシテ實踐躬行ノ實ヲ舉ゲラレルカ、是が第一ノ

質問デアル、第二ニハ此詔勅ノ忠實業ニ服シ勤儉廉潔メト云フコトハ、消極的ノ唯

此必要ノ生活費モ使ハズ、必要ノ衣服モ著ズ、必要ノ食事モナサズシテ、唯一片ノ此

貯蓄ト云フコトニシテ御趣旨デアルヤ否ヤト云フコトデアル、吾々ノ聞取クトヨニ據レバ、今

日各地方共ニ地方官ハ盛シニ種々ノ訓諭ヲ發シテ一種ノ訓令ヲ發シテ祭禮モスル

コトが出來ナイトカ、法事モスルコトが出來ナイトカ、或ハ婚禮モスルコトが出來ナイト云

フヤウナ譯デ、其結果トシテ地方が非常ナル不景氣ニ陥ルト云フコトヲ「吾々ハ屢々

耳ニシテ居ルノアル、此御趣旨ハ決シテサウデアルマイト思フ、即チ是レ勤儉ト云フコト

ハ自ラ能ク業ニ務メテ爲スケノ生活ヲ爲シテ、然ル後ニ貯蓄ヲ爲ス意味デアラウト思フ

ニ拘ラズ、地方官ハ極ク消極的ノ解釋ヲ以テ地方ノ人民ニ訓諭ヲシテ居ルノアルガ、

政府ノ解釋モヤハリ此點ニアルノアルカ、之ヲ第二ニ御答ヲ願ヒタク、總理大臣ニ御

尋ラスルノデアリマスルガ、總理大臣が御出ニナリマセヌカラ是非總理大臣自ラ出テ御答

ヲ求メラレルト云フナラバ質問ノ手續ヲナサイ

○花井卓藏君 拙者ハ質問デハナイ、總理大臣兼大藏大臣ノ出席ヲ請フ動議ヲ提

出シマス（「贊成々々ト呼フ者アリ」高木正年君ハ眼ガ見エナイカラ總理大臣が居ラル、

モノトシテ質問サレタノアルカ）

○議長（長谷場純孝君） 今ノ村松君ノ質問ニハ誰モ答辯ガゴザイマセヌ、是非答辯

ヲ求メラレルト云フナラバ質問ノ手續ヲナサイ

（此時發言ヲ求ム者多シ）

○議長（長谷場純孝君） 藏原君ニ發言ヲ許シマシタ

（花井卓藏君「議場整理ニ付テ緊急動議ガアル」ト呼フ）

○藏原惟郭君 諸君私ガ發言ノ何ヲ得マシタ（笑聲起ル）私モ此總理大臣竝ニ閣員ニ此成申詔勅…

○花井卓藏君 發言スルノモ宜シイガ、答ヲ得ラレナイト云フヤウナコトヲ豫期シテノ質

問ナラ無用ナ質問デアル

（小川平吉君「議場整理ニ付テノ緊急動議ハドウナリマシタ」小泉又次郎君「總

理大臣ハ不親切デアルト呼フ」

○議長（長谷場純孝君） 花井君ニ御尋シマスガ、議場整理ニ付テノ先決問題アゴザ

イマスカ

○花井卓藏君 左様アゴザイマス

○議長（長谷場純孝君） フレデハ先決問題ヲ先ニ許シマス

（此時發言ヲ求ム者多シ）

○議長（長谷場純孝君） 静ニ願ヒマス

○花井卓藏君 本員ハ初メヨリ…

○議長（長谷場純孝君） 能ク分リマヌ

○花井卓藏君 本員ハ當初ヨリ議場整理ニ付テ動議ヲ出スト云コトハ明ニ申シテ置

キマシタ、唯今發言ノ許可ヲ得マシタカラシテ、極ク短いコトアリマスカ

マス、今日ハ總理大臣竝ニ大藏大臣其他國務大臣が列席セラレテ、施政ノ方針ニ關

スル政府ノ意見ヲ表明セラレントコロノ大切ナル議會デアル、而シテ各員が質問セラル、

トコロハ、大臣ノ演説ニ於テ要領ヲ得ザリシ點ニ於テ尙一層之ヲ明白ニセントスルニアル

コトハ疑フ容レスノアル、然ルニ其質問ヲ爲スニ當ツテ、微々タル政府委員ヲシテ答辯

セシムルが如キハ或ハ質問ノ半バニシテ此場ヲ去ルが如キハ立憲大臣…（拍手起リ聴

取スル能ハス）極マル御覽ノ通リ前年ノ内閣、吾々ノ最モ反対セシトコロノ内閣ハ今日ノ

如キ失態ハ致シテ居ラヌノアル、私ハ茲ニ國務大臣ノ總テハ議場ニ列席シテ、議員ノ

質問ヲ承ヘリ、而シテ之ニ對シテ答辯ヲ至スペキ責務アルモノト信ジマスカ

アリ直チニ總理大臣ノ聲ヲガ如キハ抑、テ生意氣デアルト信ズル（拍手起ル）本員ハ

満場諸君ノ同意ヲ得テ、茲ニ國務大臣ノ中缺席セルモノハ再び議場ニ出デ、質問ニ答

フベキ責務アリト云フコトヲ告白シテ、彼等ノ出席ヲ要求スル動議ヲ提出致シマス

（「贊成々々ト呼フ者アリ拍手起ル」）

（満場一致「反對者ハアリマセヌ異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長（長谷場純孝君） 能ク確メテ置キマスカ、今ノ花井君ノ先決問題ノ要ヲ摘ン

デ申シマスト、内閣大臣中ニ缺席シタ人ハ此處ニ出テ答辯ヲスルヤウニ要求フシャウト

云フ動議デゴザイマスカ

○花井卓藏君 其通リニ相違ゴザイマセヌガ、言葉ヲ短クスレバ、國務大臣ノ内缺席セ

ル者ノ出席ヲ要求スル動議斯様ニ御諒承ヲ願ヒタ

○議長（長谷場純孝君） 今ノ花井君ノ動議ニ對シテハ多數ノ贊成ガアリ、之ニ對シテ

反対ハゴザイマセヌ、是カラ採決ヲ致シマスガ、茲ニシテ確メテ置カケレバナラナイコトガ

アル、之ヲ決議ヲ致シマシタ雖モ、國務大臣が國務ノ都合ニ依リテ出席シナイトキハ、何

時迄モ議事ヲ開イテ居ル…

（「ソシナコトヲ今言フ必要ハナイ」ト呼フ者アリ）

○花井卓藏君 議長ノ御注意ハ本員ハ誠ニ御尤ト存ズルノアル、何トナレバ此ノ如

キ決議ヲ屢々シセシ歴史ガアルノアル、若シ惡シキ歴史ヲ履シテ此決議ノアルニモ

拘ハラズ出席ヲシナイト云フコトデアシタナラバ即チ、院議ヲ侮蔑スルノアリマスカラシテ、

本員等ハ別ニ腹案ガアリマス

○鴻山和夫君 私ハ花井君ノ動議ニ少シ私ノ解釋スル如キ意味ヲ加ヘテ同意ラシヤ
ウト思フノアル、詰リ花井君ハ唯今此當院ノ席ヲ去ラレタ桂總理大臣其他ノ人ノ出
席ヲ要スルト云フコトアリマスルガ、是ハ詰リ議長カラモ御尋ガアツカ、私共モヤハリ
總理大臣ノ出席ヲ希望スルノアル、ソレアルカラシテ當院ニ於テハ桂總理大臣以下
ノ出席ヲ希望スルト云フ意味ニ於テ、ソレヲ決議スルノハ一向差支ナイト思ヒマスカラ、
此意味ニ於テ贊成ヲ表シマス

(「贊成ヤハサウナレバ義理ナシト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 花井君ノ動議ハ出席ヲ要來スルト云フコトニナラテ居ルシ、
ソレカラ今鴻山君ハ之ヲ希望スルト云フ意味ヲ以テ同意ラシヤウト云フノアゴザイマス

○花井卓齋君 要求ト申シマシテモ希望ト申シマシテモ意味ニ變リハゴザイマセヌカラ、
鴻山君ノ解釋通り結構テス、要求ト云フ位ノ強キ意味ヲ以テ往ク方ガ或ハ宜イカセ
知レマセヌガ、現内閣ニ好意ヲ表スル趣意ニ於テ、穩ナル文字ヲ用井テヨ本員ハ一向差
支ナイ

○議長(長谷場純孝君) 花井君ハ希望ト云フコトニ於テモ差支ナイト云フ先決問題

ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 満場一致ヲ以テ其通り決シマス、藏原惟郭君

拙者ハ總理大臣出席ノ上ニ於テ發讀シマス

○藏原惟郭君 指揮者ハ總理大臣出席ノ上ニ於テ發讀シマス

○武藤金吉君 私ハ留守デモ質問ヲ致シタウゴザイマス、宣シウゴザイマスカ

○議長(長谷場純孝君) 説明ヲ請フノアゴザイマスカ

○武藤金吉君 私ハ外務次官ヲモ宜イ——外務次官デハナ、大藏次官ア宣シノ
ニアリマス、私ハ此歲入歲出ノ部分ニ付キ マンテ大藏次官——大藏大臣が居リマセヌ

カラ大藏次官ニ質問ヲ致シタウゴザイマス

○河野廣中君 チヨット御注意シマス、院議ニ庚リマスカラ——發言ヲ御許ニナリマセ
ヌカ

○議長(長谷場純孝君) 今武藤君ニ發言ヲ許シテ居リマス

○河野廣中君 院議ニ庚リマスカラチヨット御注意ヲ申シマス

○議長(長谷場純孝君) 武藤金吉君、河野君が少シク注意ヲ喚ブト云フコトデアリ

マスカラ、チヨット御注意シマス

○議長(長谷場純孝君) 武藤君河野君ニ今許シマシタ

○河野廣中君 私ハ唯今總理大臣が御出ニナリマシタカラ遙ベル必要ハゴザイマセヌ

○議長(長谷場純孝君) フレナヤ武藤君

○議長(長谷場純孝君) 歲入歲出……

○武藤金吉君 歳入歲出……

○議長(長谷場純孝君) 武藤君河野君ニ今許シマシタ

○河野廣中君 私ハ唯今總理大臣が御出ニナリマシタカラ遙ベル必要ハゴザイマセヌ

○議長(長谷場純孝君) 武藤金吉君

○議長(長谷場純孝君) 歲入歲出……

○武藤金吉君 歳入歲出……

○議長(長谷場純孝君) 武藤君河野君ニ今許シマシタ

○河野廣中君 私ハ唯今總理大臣が御出ニナリマシタカラ遙ベル必要ハゴザイマセヌ

○議長(長谷場純孝君) 武藤金吉君

○議長(長谷場純孝君) 歳入歲出……

○武藤金吉君 大體ノ歲入ヲ見マスルニ、官業ニ付テ説明ヲ請ヒタノアリマス、例

ベ各稅率ノ中ニ於キマシテ、所得稅ノ如キ、地租ノ如キ、又營業稅ノ如キ、其他間接

國稅ノ如キハ遠慮會釋ナク誅求ラシテ、其甚シキニ至リマシテハ一年ノ間ニ於キマシテ六

七割以上モ増加ラシテ營業稅ノ如キモノハ賦課シテアルモノガアル、又間接國稅ニ於キ

マシテハ織物稅ノ如キ一割ヲ標榜シテ居ルニモ拘ハラズ、其所ニ依ヅテ或ハ其六割ヲ

取り乃至七割ヲ取ルト云フ如キ結果ノ生ジタ、翻テ官業ノ收入ヲ見マスレバ、我稅源

ノ中ニ其大ヲ致スヘキトコロノ煙草ノ收入ノ如キハ存外ニ少ナノアリマス、之ヲ

酒ノ稅ニ較ベマスト、煙草ノ收入ハ殆ド三千万圓以上ノ減額ヲ致シテ居ル、尙政府ハ

セントスルカ、其方法手段ニ付テ聞キタリ、又今日ハ如何ナル手ヲ盡シ居ルカ、如何ナ

此煙草等ニ依テ此收入ヲ増スノ方法ガアルヤ、又此造兵廠ノ各造兵廠砲兵工廠等
ノ收入ヲ見マスレバ、其收入ハ四十二年度ニ於テ僅ニ一万圓シカナノアリマス、此ノ
如ク此官業ト云フモノハ各方面ニ涉リテ見マスレバ、其收入ノ微タルト云フコトハ驚ク
ベキコトアル、殊ニ此官業ニ付キマシテハ又大ニ改善ラシテ收入ヲ増スノ方法ハ吾々ハ
大ニアルト信ズルノアル、然ルニ徒ニ極まり切タトコロノ稅ハ誅求ヲ致シテ、店ヲ閉テ
ルマデ嚴格ニ取立テ、サウシテ官ノ事業ト云フモノハ鐵道ニ於テモ煙草ノ專賣ニ於キマシ
テモ、其他海陸軍ノ此事業ニ於キマシテモ、遞信省ノ事業ニ於キマシテモ、實ニ此亂暴
ナル——亂暴ナルコトハ甚シイノアル、諸君、實ニ此各官業ノ工場ヲ見ルト役人ヲ始メ
職工ヲ始メ此多大ノ賃銀ヲ取ル外ニ、皆物品ヲ盗ムア持シテ來ルト云フ如キハ殆ド通常ノ
コトニナラニテ居ル、此等ノコトヲ整理ヲ致シマスレバニ百万圓乃至五百万圓、一千万圓
ヲ增加スルコトハ何アモナイ、私ハ此監督ニ付テモ一二三百萬圓位ハ增加スルコトが出來
ル、況ヤ其他ノ營利事業ニ於キマシテハ十分ニ増加スルコトが出來ヤウト思フノアル、
此邊ノコトハ徒ラヨ此惡稅ノ改廢ヲ爲サズシテ、誅求ヲシテ官營ニ付テ收入ノ增加ヲ計
ル見込ガアルカナイカト云フコト、此豫算ヲ讀スルニ付テハ確メテ置ク必要ガアルト思ヒ
マスカラ、當局者ノ明細ナル辯明ヲ望ムノアリマス

(政府委員若槻禮次郎君登壇)

○政府委員(若槻禮次郎君) 稅ノ徵收ノコトデゴザイマスガ、營業稅ニ致シマシテ
モ、所得稅ニ致シマシテ、無理ニ誅求スルト云フコトハヤラテ居リマセヌノテ、極ク負擔
ノ公平ヲ計ルト云フコトデ、此間漏テ居ルモノガアレハ之ヲ徵收スルト云フ精神ヲ以テ
ヤラニテ居リマス、勿論世間ニハ隨分イロノノ讀論ガゴザイマスカラ、御承知ノ如ク最近ニ
於テ大藏省ハ能ク注意ラスルヤウニ訓令ヲ出シマシタ、ソレカラ官業ノコトニ付テハ煙草
ハ前年ヨリモ既ニ四百万圓程度歲入カ増シタヤウナ豫算が御手許ニ週ニテ居マスカラ、
ヲ增シテ居リマス、其他兵器ヲ造リヤス所ノ如キハ是ハ營利ノ事業アゴザイマセヌカラ、
其所カラ歲入ヲ増シテ往クト云フコトハ出來マセヌ、歲入ヲ取ルベキ方ノ官業ハ相當ノ
歲入ヲ増ス方法ヲ講ジテ居リマス

○議長(長谷場純孝君) 藏原惟郭君

○藏原惟郭君(村松恒一郎君、藏原君ノ發言ノ前ニ議長ニチヨットト呼フ)
同感アル、國民舉手テ此御趣旨ノ徹底ニ圖ラケレバナラヌ時機デアルト信ズル、然ル
ニ總理大臣ハ堂々タル施政方針演説ニ於テ此詔勅ト理財上ニ關點ニ付テハ、聊カ
御話ガアラタウデアルガ、其根本タル世道人心ノ作興ノ上ニ於テハ總理大臣ノ言句一
言モ及バスト云フコトハ何タルコトデアルカト思フ、殊ニ總理大臣今日演説セラル、ノ
ハ唯單ニ朗讀テアル、而シテ冷靜冷淡水ノ如シテアル、果シテ國事ヲ思フニ彼ハ熱心ナ
ル精神ヲ持タルルカ、我輩疑惑ナキヲ得ナイ、モット精神ヲ籠メ、膽力ヲ籠メ、即チ詔勅

ル動ヲ爲シ居ルカ、此件ニ付テモ明白ナル答辯ヲ私ハ總理大臣ニ求ムルノデアル、是レ私

ガ茲ニ質問スル所以デアリマス

○村松恆一郎君 先刻私ノ質問ニ對シテハ御答ガナイト云フコトニアリマスガ、ソレハ

總理大臣が御出テナカッタカラ御答ガナノデアルカ、又或ハ御答ガ出來ナイト云フノ

テ御答ガナノデアルカ、若シ總理大臣が御出ガナカッタメ御答ガナイト云フナラバ、

私ハ再ビ繰返ス覺悟デアリマス

(内閣總理大臣侯爵桂太郎君登壇)

○内閣總理大臣(侯爵桂太郎君) 唯今藏原君カラ御質問ガゴザイマシタガ、勅語ニ對シマシテ恐レナガラ答ヘル譯ニハ參リマセヌ、無論勅語ヲ奉戴致シマシテ諸君ト共ニ御趣意ノ徹底スルヤウニ致ス考デゴザイマス

(松田源治君登壇)

○松田源治君 私ハ桂總理大臣ガ唯今戊申ノ詔勅ヲ貫徹スルコトニ務メルト申シマシタガ、桂總理大臣ノ品性ハ如何デゴザイマセウ……不急ナル土木工事ヲ起シ其他品性ノ劣等ナルコトハ多々アルノゴザイマス

○議長(長谷場純孝君) 松田源治君 人身攻撃ニ涉テハナリマセヌ

○松田源治君 桂總理大臣ハ地方官會議ニ出席マシテ地方官會議ニ臨ミマシタ(問題外ト呼フ者アリ)私ハ此戊申ノ詔勅ニ付テ感激ニ堪ヘナイト云フコトヲ申シテ居ル、然ルニ桂總理大臣ノ言動ハ皆品性ノ修養ト云フコトヲ急シテ居ルノアル、諸君此桂(「質問無用」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 質問ノ主旨ヲ御話シナサイ

(「謹聽々々」ト呼フモノアリ議場騒然)

○松田源治君 桂總理大臣ノ即チ行ハ一私人ノ行ハナイノデス、天下萬民ノ師表トナル人間アル、即チ戊申ノ詔書ヲ實行スル、躬躋實行ノ職務アル人間ガ、品性ノ劣等ナルコトヲスルナラバ、實ニ私ハ此聖旨ニ背クコト甚シイ思フノデアリマス、亞米利加合衆國等ノ政治家ハ即チ華盛頓アレ「リンクラン」テアル、自己ノ品性ヲ高メテ以テ即チ堂々タル模範ヲ示シテ居ルノアル(「無用々々」謹聽々々」ト呼フ者アリ、發言ヲ求ムル者多ク議場騒然)

○議長(長谷場純孝君) 松田君、松田君、松田源治君無禮ノ言フ用井ヌヤウニ注

意シマス

○松田源治君 即チ要スルニ桂總理大臣ハ戊申ノ詔勅ニ反スル行動ヲシテ、サウシテ

即チ聖旨ニ感激シテ居ルト云フコトハ矛盾ナル話テアルト考ヘルノデアル

○議長(長谷場純孝君) 松田君、議論ナラ許シマセヌ

○松田源治君 ドウカ如何ナル心得テ居ルカ、或ハ國民ノ代表者トシテ是ハ最モ必要

(此時發言ヲ求ム者多シ) ドウデゴザイマセウカ、隨分……

○議長(長谷場純孝君) ドウデゴザイマセウカ、如何ナルコトデアリマスカ、明瞭ナル答辯ヲ仰ギタイト思ヒマセ

(「日程ニ入ランコトヲ望ミマス」ト呼フ者アリ)

○大岡育造君 大分質問モ盛ニ出マシテ、大概茲デ盡キマシタモノト認メマスカラ、御注意ヲ致シマス

本案ニ對シテハ最早議事ノ進行ヲ爲サクテ宜カラウト思ヒマスカラ、御注意ヲ致シマス

(「賛成々々」聲起ル)

○議長(長谷場純孝君) 大分質問モ盡キタ思ヒマスカラ、質問ハイシレ他ノ時機ガアリマセウカラ是カラ他ノ問題ニ移リマス、諸君ニ御説ラ致スコトガアリマス、一日ヨリ二週間議員市田兵七君、二十一日ヨリ向フ二週間議員村松龜一郎君ヨリ各々請暇ヲ願出テラレマンタ、許可シテ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ許可致シマス、モウ一ツ御説ラ致シマス、第三部ノ諸君ハ懲罰委員松田源治君ノ補缺選舉ヲ請願委員室ニ於テ、第八部ノ諸君ハ豫算委員村松龜一郎君ノ補缺選舉ヲ第八委員室ニ於テ、第九部ノ諸君ハ豫算委員古森泰君ノ補缺選舉ヲ第一委員室ニ於テ散會後ニ行ハレンコトヲ希望致シマス、議事日程ニ入ル前ニ御説ラ致シマス、先刻……

(「議場整理ノコトニ付テ質問ガアリマス」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 今御説スルコトガゴザイマス、先刻朗讀致サセマシタ通り、田坂初太郎君ガ辭表ヲ提出致サレマシタ、此辭職願ニ付テハ議院規則ノ第百六十五條ニ依リ、討論ヲ須井ズシテ許否ヲ決シナケレバナリマセヌ、之ヲ議題トシテ此處デ決シヤウト思ヒマス

○大岡育造君 唯今ノ御説ニナリマシタ問題ニ付キマシテハ討論ハ致シマセヌガ、既ニ

資格ニ對シテ異議ノ申立ガアル件デアリマスカラ、今日ハ此議事ヲ御延バシニナルヤウニ希望致シマス

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○花卉卓藏君 議長

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 花井君ハ……

○花井卓藏君 唯今大岡君ノ御演説ニ對シテ私ノ意味ヲ以テ賛成ブシマス、大岡君ノ申サレタ言葉ノ中ニ資格審査ノ問題モアルカラト、斯ウ云フコトガアタノデアリマス、私ハ資格審査ノ問題モアルカラト云フコトノナイ意味ニ於テ、議事延期ニ賛成ラ致シマス、サウ致シマセヌト後ニ大變ナ煩シキ問題ガ起ルタラウト思フノデアリマス

○議長(長谷場純孝君) 今大岡君ノ田坂君ノ辭表ニ付テノ決議ヲ延期スルト云フコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) ソレデヤ延期スルト云フコトニ決シマス

(「笑聲起ル」)

○神崎東藏君 神崎東藏君

(「笑聲起ル」)

○議長(長谷場純孝君) 神崎東藏君

(「笑聲起ル」)

○神崎東藏君 先刻松田源治君が病氣ノ故ラ以テ懲罰委員ヲ辭スルト云フコトデゴ

ザイマシタ、吾ミハ病氣デアルト云フコトヲ信シテ之ヲ認メテゴザイマス、然ルニ其病人が精神神病者アルカラウカ分ラヌガ、演壇ニ立テ而モ人ノ品性ニ關シテ無禮ナル演説ヲスルヤウナ、斯ウ云フ病火アルナラバ、何故故ニ懲罰委員ヲ辭シタノデアルカ、私ハスル不都合ナコトハナイト思ヒマスカラ、松田源治君ヲ懲罰委員ニ附シタイト思ヒマス、

緊急動議ゴザイマス

(「笑聲起ル賛成々々」ト呼フ者アリ)

○松田源治君 私ハ病氣ナンデス、即チ急性腎臓炎テ十二月十二日カラ臥テ居ルノ

デゴザイマス、緊急ノ用事デナケレバ出ナインデゴザイマスケレドモ、今日ハ即チ大切ナル議會デアルカラ出マシテ、殊ニ戊申ノ詔書ニ付テ内閣總理大臣ハ實踐躬行スルト言フテ居リナガラ、實踐躬行スルコトガナイカラ、之ニ敵シマシテ私ハ醫者ノ禁ヲ破シテ登壇シテ質問シタノデゴザイマス、實際ニハ醫者ニモ掛クテ居テ立派ナ病人デアツテ、マダ出ルノヲ禁ゼラレテ居ルノデアリマス——モ少シ神崎君必要ナラ診斷書ヲ見セマセウ

〔「進行々々」ト呼フ者アリ〕

○議長（長谷場純孝君）神崎君ノ緊急動議ニ定規ノ贊成ヲアリマスカ

〔「ナイ」、「贊成々々」又「反對」「ソシナコトヲシテ居テハ果ガナイ話ダ」ト呼フ者アリ〕

○議長（長谷場純孝君）モウ是ハ討論ヲ須井マセヌテ採決ヲ致シマス——採決ヲ致シマス、定規ノ贊成ハアルト認メマス、神崎東藏君ノ說ノ即チ松田源治君ヲ懲罰委員ニ附スルト云フ說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長（長谷場純孝君）少數ニ付キ成立致シマセヌ、モウ一ツ議事日程ニ移ル前ニ御説ラ致シマス、即チ先ニ御報告致シタ議員田坂初太郎君、高野孟矩君、兩君ノ資格ニ對シテ鵜澤聰明君外四名ヨリ異議ノ申立ガアルニ依リ委員ニ附スルノ必要ガアラウト思ヒマス、ソレテ本件ハ議員ノ進退ニ關スルコトデゴザイマスカラ、此際先決問題トシテ右資格審査委員ヲ選舉シ、サウシテ其選舉スル委員ノ數ヲ十八名トシ、議長ニ於テ指名スルヤウニ取計ヒタイト思ヒマスガ、御異議ハゴザイマセヌカ

○議長（長谷場純孝君）ソレテハ此資格審査委員ノ數ヲ十八名トシ、選舉ハ議長名トスルコトニ決シマス——是ヨリ議事日程ノ第一ニ移リマス

第一 輸入原料砂糖戻税法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

輸入原料砂糖戻税法中改正法律案

○議長（長谷場純孝君）第4條中「明治四十二年二月三十一日」ヲ「明治四十四年七月十六日」ニ改ム

○議長（長谷場純孝君）此議案ハ極ク單純ナル議案デゴザイマスガ、朗讀シマスカ省略シマスカ

〔「省略々々」ト呼フ者アリ〕

○議長（長谷場純孝君）ソレヂヤ朗讀ヲ省略致シマス——若槻大藏次官

〔政府委員若槻禮次郎君豆壇〕

○政府委員（若槻禮次郎君）外國カラ輸入致シマス粗糖ヲ以テ精製糖ヲ造ルト云

ト云フト、内地デ造リマシタ精製糖ハ外國カラ輸入シマスト云フノが唯今ノ法律ノ規定デアリマス、是ハ外國カラ輸入致シマス精製糖ニ付テハ、日本ハ、外國ト税率ヲ協定シテ居ルカラ、一割ノ稅ヲ掛ケマスヨリ以上ニハ課稅スルコトガ出來ヌノデアリマス、ソレ故ニ若シ外國カラ輸入シマシタ原料糖ニ約四割ノ稅ガ掛クテ居ルカラ、ソレヲ原料トシテ砂糖ヲ精製シマス

ガ出來ヌコトニリマスカラ、ソレテ此法律ガアルノテアリマス、此法律ハ本年ノ二月三十一日ヲ期限ガ切レルノテアリマス、併ナガラ稅率ノ協定ト云フコトハ尙四十四年ノ七月ノ十六日ニ至リマスマデノ間ハ變ヘルコトガ出來マセヌ、是ガ變リマセヌ限りハ、ヤハリ前申上ゲルトコロノ内地精製糖ト外國精製糖トノ競争上ノコトガアリマス、故ニ更ニ稅率ノ自由ニ制定セラル、時期マテ原料糖ノ戻税ヲ繼續シヤウト、斯ニ云フノガ此法律ノ

趣意デゴザイマス、何卒御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○元田肇君 本案ハ議長指名ノ委員ニ十七名ニ付託サレントラ望ミマス
○議長（長谷場純孝君）別ニ御質問ハアリマセヌカ、御質問ガナケレバ議事日程ノ第二右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

〔「異議ナシ異讀ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（長谷場純孝君）御異議ガナケレバ其通り決シマス——議事日程ノ第三出

○議長（長谷場純孝君）御異議ガナケレバ其通り決シマス——議事日程ノ第三出

○議長（長谷場純孝君）御異議ナシ異讀ナシト呼フ者アリ

○元田肇君 本案ハ議長指名ノ委員ニ十七名ニ付託サレントラ望ミマス
○議長（長谷場純孝君）元田君發讀ノ如ク、本案ノ委員ヲ一十七名トシテ、其選舉ハ議長指名ト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異讀ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（長谷場純孝君）御異議ガナケレバ其通り決シマス——議事日程ノ第三出

○議長（長谷場純孝君）御異議ナシ異讀ナシト呼フ者アリ

○元田肇君 本案ハ議長指名ノ委員ニ十七名ニ付託サレントラ望ミマス
○議長（長谷場純孝君）元田君發讀ノ如ク、本案ノ委員ヲ一十七名トシテ、其選舉ハ議長指名ト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長（長谷場純孝君）御異議ナシ異讀ナシト呼フ者アリ

テ居リマス物ト掛シ居リマセヌ物ト兩様ノ物ガアリマスガ、今後ハ凡て所得税ヲ掛ケナイ

ヤウニシテ公債所有者ノ利益ヲ増サウト云フノガ所得税免除ノ案デアリマス、ソレカラ唯今

ノトコロテ公債ヲ債券トシテ持シテ居ルコトモ出來マス、此登録シテ持シト云フコトハ大變便利ノコト

アリマスが、只登録シテアルモノヲ其儘擔保ニ入レル手續ガ極メアリマセヌコトが不便デ

アリマス、故ニ此手續ヲ定メルト云フノガ登録公債ノ擔保充用ト云フ法案ノ趣意デアリ

マス、ソレカラ公債ノ取扱ニ便宜ヲ與フルト云フニハ又之ヲ擔保ニ致シマシタ場合ニハ、

其價格ノ見方ヲ宜クスルト云フコトガモウ一ツアリマス、ソレ故先頃勅令ヲ以テ公債ヲ

政府ノ方へ擔保ニ入レマス場合ニハ、額面テ之ヲ取ルコトニ致シマシタ、併ナガラ萬一

公賣ヲシナケレバナラムト云フヤウナ場合が起リマスト、時價ト額面トノ間ニ差が出來マ

シテ、之ヲ擔保ニ取シテ居ル會計ニソレダケ收入ノ缺損ヲ生ズルコトニナリマスカラ、此ノ如

キ場合ニ於テハ丁度ソレ丈國債整理基金ヲ以テ償還スルコトニ致シマシタ、其目的タル歲入ニ缺損ヲ生ズヤウニシヤウト云フノガ、是ガ第三ノ政府ニ對スル保證金云々ト

云フ法律案ノ趣意デゴザイマス、ドウガ宜シク御審議ヲ願ヒマス

○森本駿君 其缺損ヲ生ズル豫算ハ凡ソドノ位アリマス

〔政府委員若槻禮次郎君登壇〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 是ハ殆ド餘計アルマイト思ヒマス、萬一アリマシタトキ

ニ國債整理基金テ買フト云フダケデ、唯今豫算シテ居ルトコロテハ殆ド無カラウト思ヒテ

居リマス

○議長(長谷場純孝君) 第二六別ニ御質問ガナケレバ議事日程第四右議案ノ審査

ヲ付託スベキ委員會ノ選舉

○鈴木力君 所得稅免除ノ總額ハドノ位ニナリマスカ

(「ソレハ委員會デ宜シ」「ト呼フモノアリ」)

○議長(長谷場純孝君) 第二六別ニ御質問ガナケレバ議事日程第四右議案ノ審査

ヲ付託スベキ委員會ノ選舉

○元田肇君 唯今説明ニナリマシタニツノ議案ヲ議事日程トシテ順序ヲ追フノデアリ

マスガ、便宜ノタメ一緒ニ申立テマスガ十八名ノ委員トシテ右二案ヲ共ニ委託サル、コ

トニ致シタイト思ヒス、其選舉ハ議長ニ一任スルト云フ動議ヲ起シマス

○議長(長谷場純孝君) 議事日程第三、第五、第七此三案ヲ十八名ノ委員ニ一

任シタイト云フ……

○島田三郎君 唯今議員ノ中カラ公債ニ於ケル所得稅ノ總額如何ト云フ問ヲ發シ

マシタノデ、政府委員ハ欣然トシテ是ニ答ヘントシタノヲ、議長ハソレハ委員會デト云フ

言葉テ遂ニ是が止シング、今日各派ノ代表者ヲ御呼ビニナシテ議長カラ御話ニナシタ、世

ノ中ニ知レテ居リマス衆議院書記官長ノ提案……

○議長(長谷場純孝君) 一言御言葉中テアリマスガ辯シマス、議長カラ委員會デト

云ウタ譯デハナリ、議席カラ委員會デ宜シト云フコトアリマシタ、ワジハドチラデモ宜シ

○島田三郎君 本會ヲ根柢トシテ委員會ハ下調アリマスカラ、普ク議員ノ人ニ事實

ヲ聞クコトノ出來ル議事ノ體裁ニシタイト云フノガ吾ミノ精神アリマス、左様ナル發議

ガアリマシタナラバ議長ハ今朝ノ御申合セニナッタ主意テ御制シニナルガ至當ト思フ、今朝

議長カラ特ニ吾ミナ御呼ビニナッテ御申合セニナッタ規則三據ルト、公然タル議會デ答辯サ

セルガ本則デアル、左様ナル發議ガアレバ議長カラ御制シニナッテ答辯サセルガ宣カラウト思ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 宜シ

○第六 右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

○第八 右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

○政府委員(若槻禮次郎君) 所得稅ノ額ハ約八十六万圓デゴザイマス

○議長(長谷場純孝君) サウシテ其選舉ハ議長指名ニ御異讀ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 元田君ノ發議即チ此議事日程第三、第五、第七、之ヲ一括シテ十八名ノ委員ニ付託スルト云ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(長谷場純孝君) サウシテ其選舉ハ議長指名ニ御異讀ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 元田君ノ發議ノ通り決シマス——日程第九ニ移リマス——

○議長(長谷場純孝君) 議案ノ朗讀ヲ省略シテ宜カラウト思ヒマス

(「異議ナシ異議ナシ」「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 議案ノ朗讀ヲ省略シマス

○第九 論議ナシ異議ナシ「ト呼フ者アリ」

○議長(長谷場純孝君) 元田君ノ發議ノ通り決シマス——日程第九ニ移リマス——

○議長(長谷場純孝君) 議案ノ朗讀ヲ省略シテ宜カラウト思ヒマス

(「異議ナシ異議ナシ」「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 議案ノ朗讀ヲ省略シマス

○議長(長谷場純孝君) 議案ノ朗讀ヲ省略シテ宜カラウト思ヒマス

(「賛成ダタ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ 元田君發議ノ通り、議長指名ノ委員九名ト決シマス——日程第十一——議案ノ朗讀ヲ省略シテ宣シイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十一 北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

北海道拓殖銀行法中改正法律案

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第十二條乃至第十四條及第二十條中「第七條第一號ニ依ル貸付金」ヲ「年賦
償還貸付金」ニ改ム

第二十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ期限經過後仍五箇年間ハ北海道拓殖銀行ハ前條政府ノ引受ケタル
株式ニ對スル配當金ヲ悉皆準備金ニ繰入ルヘン

(政府委員若槻禮次郎君登壇)

○政府委員(若槻禮次郎君) 北海道拓殖銀行法ニ據リマスト、其社債ヲ出シマス
シタ、所ガ其後北海道公共團體ノ制度が出來マシテ、公共團體ニ向シテモ年賦償還金
ヲ無抵當テナスコトガ出來ルヤウニナリマシタ、其タメニ發行制限ノ所ニ加ヘテ見返り擔
保ヲ致シマスル必要ガアリマシテ、此一點ヲ附加ヘルノト今一ツハ北海道拓殖銀行ニ對
シテ政府が株式ヲ持シテ居リマスガ、政府ノ株式ニ對シテハ一定ノ年限間配當ヲシナクテモ
宜トイ云フコトニナシテ居リマス、是が明後年ニナルト年限テ切レルノテアリマスが、然ルニ
此北海道拓殖銀行ハ樺太ニモ仕事ヲ引伸バサナクテハナラズ、又北海道ニ於テモ益々
低利ノ貸付金ヲサセテ、拓殖ノ事業ヲ完済シメナケレバナリマセヌカラ、ソレガタメニ銀行
ノ基礎ヲ固クスル必要ガアルノデ、此政府ノ持ツテ居ル株式ニ配當スベキモノフ、尙五箇年
間積立テ、銀行ノ積立金ニシテ、基礎ヲ固クサセヤウト云フ 趣意ニ出テモノニアリマ
ス、宜シク御協賛ヲ願ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 別ニ御質問ハアリマセヌカ——無イト認メマス、議事日程

第十二

第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○元田肇君 是モ議長指名九名ノ委員ニ付託サレンコトヲ希望シマス

(「賛成ダタ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 元田君ノ御發議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ其通り決シマス——議長ハ是ニ於テ松田

源治君ニ向シテ一言シマス、先刻松田源治君が演壇ニ於テ演説サレタ中、議院法ニ少
シク抵觸スルトコロガアルト恩ヒマスカラ、無禮ノ言及人身攻撃ニ涉ル分ハ御取消ヲ願

ヒマス

○細野次郎君 議院法ノ第何條ニ抵觸シマスカ

○議長(長谷場純孝君) 第九十一條テス「各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用ヰルコトヲ得ス」トアリマス

ス及ヒ他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス」トアリマス

○松田源治君 無禮ニ涉ツタコトハ無イト考ヘマスガ、若シアレバ取消ヲ致シマセウ、私

ノ言ウタコトハ首相ニ關係スルコトデ、無禮ニハナラヌト思ウテ居リマスガ、若シアリトスレ
バ取消モ致シマセウ

○議長(長谷場純孝君) 言葉ノ中ニ少シ無禮ニ涉ツタコトガアルト思ヒマスカラ、取消
ヲ命ジタノデス

○松田源治君 無禮ノコトガアリトスレバ取消シマス

○議長(長谷場純孝君) ソレデ宜シイ——報告ヲ致シマス

○松田源治君 無禮ノコトガアリトスレバ取消シマス

○議長(長谷場純孝君) ソレデ宜シイ——報告ヲ致シマス

○議長(長谷場純孝君) ソレデ宜シイ——報告ヲ致シマス